台風第 19 号 関連情報 家庭ごみの減量にご協力ください



令和元年 10 月 18 日郡山市生活環境部3R 推進課

ターゲット 13.1

TEL: 924-2181

【10/18 AM10:00 送信】

台風 19 号による浸水被害の影響で、本市のごみ処理 2 施設のうち、富久山クリーンセンターが 稼動停止し、ごみの搬入や処分が出来ない状況となっております。

このため、市内全域の家庭ごみに加えての災害ごみ処理は、現在のごみ処理施設の処理能力を 大きく超えているため、ごみ集積所から収集した家庭ごみは、今後、仮置きの必要性がでてきて おります。

市民の皆様におかれましては、現在のごみ処理の実情をご理解いただき、各家庭において、更なるごみの減量と分別にご協力ください。

◎ 災害ごみの取り扱い

収 集

10月15日(火)より災害ごみの収集を開始しております。

各戸の道路沿いに出された災害ごみは区域(エリア)ごとに、順次収集していきます。

- ※ 可能な限り、燃えるごみ・燃えないごみ・畳・タイヤ・大型家電に分別してください。
- ※ 可燃ごみ・不燃ごみ・資源物につきましては、ごみカレンダーのとおり収集します。 なお、粗大ごみの収集受付は、災害ごみの収集を優先させるため、当面の間休止します。

自己搬入

【市民の方】

10月16日(水)より河内クリーンセンターへの自己搬入の受入を開始しました。

自己搬入の際は、センター係員の指示に従ってください。

- 平日(祝日含む):午前8時30分から午後4時まで
- 土曜日:午前8時30分から午前11時30分まで
 - ※ 搬入確認券の事前申し込みは不要ですが、窓口にて氏名等の記入をいただきます。

【事業者の方】

①災害ごみ(漂着したごみを含む)は、市の指定した搬入場所へ自己搬入していただきます。 なお、搬入時期及び場所については、決まり次第お知らせします。

それまでの間は、自社敷地内の安全な場所で保管ください。

- ②搬入に当たっては、り災証明書(コピー可)または、り災証明申請書のコピーが必要となりますので、ご準備ください。
- ※ 建築廃材及び処理困難物(危険物、薬品など)については、搬入できません。判断が難しい ものについては、3R推進課へご相談ください。